

○安芸市地域猫活動実施要領

令和7年11月1日制定

1. 目的

人と動物が共生できる社会の実現を目指し、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上を図るに際して、野良猫に関する問題の解決策として、野良猫を地域から排除するのではなく、野良猫を原因とする「地域の生活環境問題」としてとらえ、地域住民が主体となり、地域ぐるみでこれらの猫に不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に、野良猫の数を減らしながら、野良猫による被害及び住民間のトラブルを減らす「地域猫活動」の普及・推進を目的とする。

2. 定義

この要領で使用する言葉の定義は次のとおりとする。

- ① 飼い主：特定の猫を所有・占有の意思を持って、継続的に給餌・給水・世話等の管理を行なっている者、若しくは、この特定の者に管理を委託された者。
- ② 飼い猫：飼い主に継続的に給餌、給水、世話等の管理をされている猫。
- ③ 野良猫：飼い主が存在せず、屋外で生活する猫。
- ④ 外猫（そとねこ）：飼い猫、野良猫を問わず、屋外で活動することのある猫。
- ⑤ 地域猫：地域に棲みついた野良猫のうち、地域の理解と合意のもと、不妊去勢手術の実施や給餌・排泄場所の清掃管理等、適正に管理されている猫。

3. 地域猫活動のすすめ方

(1) 役割

1) 地域住民

① 地域猫活動団体

地域住民が中心となって結成し代表者を決め、地域猫活動の主体となる。

② 町内会・自治会等

地域猫活動団体が行う地域猫活動への理解と支援・協力や、地域住民に対する地域猫活動の周知啓発を行う。

2) 動物愛護ボランティア等

猫に関する飼育や習性などの知識、地域猫活動のノウハウを有し、地域猫活動団体への助言、協力、支援を行う。

3) 行政

地域猫活動を行う地域住民及び動物愛護ボランティアへの活動全般を支援する。

(2) 地域猫活動の流れ

1) 活動団体・グループの結成

地域猫活動に賛同した地域住民が中心となり結成し、代表者を決めておく。必要に応じ、知識やノウハウを持つ動物愛護ボランティア等に協力を求める。

2) 地域の合意形成

地域猫活動は地域住民が主体となるため、地域住民が活動を理解し、十分に話し合った上で、合意を確認してから始める。

3) 地域の実態の把握

その地域の猫や被害の実態を把握する。外猫として飼われている飼い猫については、地域猫と区別するために、飼い主に所有者明示や屋内飼育をするよう啓発し協力してもらう。

4) 活動のルール作り

地域の実態に合わせた活動ルールを作る。

5) エサやり

① エサやり場は決まった場所に設定し、私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者又は管理者の了承を得る。

② エサは決められた時間に、食べきれぬ量を与え、食べ終わったら、食べ残しと容器を片付け周囲を清掃する。置きエサ(エサを与えたまま放置すること)は禁止する。

6) 排泄場所

① 地域住民に迷惑のかからない、許可の得られた場所に設置し、そこで排泄させる。

② 排泄物は速やかに清掃し、トイレを清潔に保つ。また、定期的に見回り、トイレ以外の場所に排泄してしまった場合も、適切に処理・清掃を行なう。

7) 不妊・去勢手術

不妊去勢手術及び繁殖制限措置済の猫とわかる措置を行なう。

8) 地域猫の飼育管理とパトロール

① 手術の済んだ猫は元の場所に戻し、あらかじめ地域で決めたルールに従って、エサや排泄の管理を行う。

② 活動地域での捨て猫や、地域猫へのいたづらを防ぐために、地域住民でパトロールを行い、地域猫の状態を把握しておく。

③ 地域猫が人に馴れてきたら、飼い猫として屋内で飼育されるよう、地域全体で飼い主探しに努める。

9) 活動報告

活動を行なっていることのお知らせや地域の理解を深める上でも、野良猫の状況や活動状況を適宜、地域全体に報告する。

4. その他

この実施要領に定めるもののほか、本活動の実施に関し必要な事項は安芸市長が別に定める。